

Disclosure 2025

川口信用金庫の現況 **資料編**

令和6年4月1日～令和7年3月31日



川口信用金庫

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

目次

【単体財務諸表】	1
貸借対照表	
損益計算書	
剰余金処分計算書	
理事長による確認	
監査法人による監査	
単体財務諸表の注記事項	
報酬体系について	
【主要な業務の状況を示す指標】	6
総資金利鞘、総資産経常利益率、総資産当期純利益率	
業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	
受取利息及び支払利息の増減	
預貸率、預証率の期末値及び期中平均値	
【預金に関する指標】	8
流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	
預金会員・会員外別残高	
預金科目別残高	
固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
預金人格別残高	
【貸出金等に関する指標】	9
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
用途別の貸出金残高	
貸出金会員・会員外別残高	
消費者ローン・住宅ローン残高	
債務保証見返担保別内訳	
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
貸倒引当金期末残高及び期中増減額	
貸出金償却額	
【有価証券等に関する指標】	11
有価証券の種類別の平均残高	
有価証券の時価情報	
有価証券の残存期間別残高	
金銭の信託の時価情報	
デリバティブ取引	
【自己資本の充実の状況】	13
自己資本の構成に関する開示事項	
自己資本の充実度に関する事項	
信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	

本誌は、信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。



詳しい活動内容等は別冊「Disclosure2025 川口信用金庫の現況」に掲載しております。当金庫ホームページからご覧いただけます。

<https://www.shinkin.co.jp/ksb/about/disclosure/>



財務諸表

貸借対照表

(資産の部)		(単位：百万円)	
科 目	令和5年度末	令和6年度末	
現金	7,268	6,379	
預け金	276,968	248,965	
買入金銭債権	188	460	
有価証券	207,649	198,523	
国債	34,449	31,851	
地方債	27,733	24,999	
社債	67,136	59,698	
株式	2,779	2,851	
その他の証券	75,550	79,123	
貸出金	556,173	563,612	
割引手形	9,229	4,065	
手形貸付	12,454	11,193	
証書貸付	525,218	536,965	
当座貸越	9,270	11,388	
その他資産	6,876	6,682	
未決済為替貸	714	497	
信金中金出資金	4,824	4,824	
前払費用	—	6	
未収収益	1,146	1,144	
その他の資産	189	209	
有形固定資産	12,366	12,201	
建物	4,434	4,207	
土地	7,250	7,247	
リース資産	1	—	
その他の有形固定資産	679	746	
無形固定資産	314	270	
ソフトウェア	279	236	
その他の無形固定資産	34	34	
前払年金費用	1,018	1,178	
繰延税金資産	1,695	3,569	
債務保証見返	1,124	1,037	
貸倒引当金	△ 1,707	△ 1,400	
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,199	△ 942	
資産の部合計	1,069,936	1,041,482	

(負債及び純資産の部)		(単位：百万円)	
科 目	令和5年度末	令和6年度末	
預金積金	1,022,381	998,507	
当座預金	22,847	18,278	
普通預金	550,528	566,287	
貯蓄預金	2,667	2,594	
通知預金	149	27	
定期預金	425,254	389,232	
定期積金	16,723	15,095	
その他の預金	4,210	6,990	
借入金	1,285	1,107	
借入金	1,285	1,107	
その他負債	2,626	2,412	
未決済為替借	911	545	
未払費用	365	635	
給付補填備金	2	3	
未払法人税等	318	72	
前受収益	187	214	
払戻未済金	10	5	
払戻未済持分	12	10	
職員預り金	508	486	
リース債務	1	—	
資産除去債務	89	89	
その他の負債	218	348	
賞与引当金	247	251	
役員退職慰労引当金	340	304	
睡眠預金払戻損失引当金	249	252	
偶発損失引当金	84	99	
嘱託職員退職給付引当金	19	19	
債務保証	1,124	1,037	
負債の部合計	1,028,360	1,003,992	
(純資産の部)			
出資金	2,124	2,121	
普通出資金	2,124	2,121	
利益剰余金	43,261	44,025	
利益準備金	2,129	2,124	
その他利益剰余金	41,132	41,901	
特別積立金	37,380	38,380	
当期末処分剰余金	3,752	3,521	
処分未済持分	△ 0	△ 0	
会員勘定合計	45,386	46,146	
その他有価証券評価差額金	△ 3,810	△ 8,656	
評価・換算差額等合計	△ 3,810	△ 8,656	
純資産の部合計	41,575	37,490	
負債及び純資産の部合計	1,069,936	1,041,482	

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	11,178,143	11,371,254
資金運用収益	9,339,831	9,864,517
貸出金利息	5,944,524	6,447,206
預け金利息	781,826	1,123,452
有価証券利息配当金	2,095,027	2,085,260
その他の受入利息	518,452	208,597
役員取引等収益	1,271,093	1,272,403
受入為替手数料	511,656	522,468
その他の役員収益	759,436	749,935
その他業務収益	147,971	64,661
その他の業務収益	147,971	64,661
その他経常収益	419,247	169,672
貸倒引当金戻入益	182,732	152,358
償却債権取立益	731	624
株式等売却益	234,972	15,329
その他の経常収益	811	1,359
経常費用	9,595,325	10,194,378
資金調達費用	168,130	853,780
預金利息	154,216	831,649
給付補填備金繰入額	1,072	1,815
借入金利息	4,350	3,772
その他の支払利息	8,491	16,542
役員取引等費用	1,268,315	1,376,081
支払為替手数料	127,715	129,765
その他の役員費用	1,140,600	1,246,316
その他業務費用	300,441	258,603
国債等債券償還損	296,496	251,980
その他の業務費用	3,945	6,623
経費	7,607,904	7,534,367
人件費	4,822,264	4,682,898
物件費	2,452,250	2,510,511
税金	333,389	340,957
その他経常費用	250,532	171,545
貸出金償却	387	226
株式等売却損	62,012	580
その他の経常費用	188,132	170,738
経常利益	1,582,818	1,176,875
特別損失	62,683	68,859
固定資産処分損	2,678	63,863
減損損失	60,005	4,996
税引前当期純利益	1,520,134	1,108,015
法人税、住民税及び事業税	445,551	184,198
法人税等調整額	△ 601	96,755
法人税等合計	444,950	280,954
当期純利益	1,075,184	827,061
繰越金(当期首残高)	2,677,051	2,694,221
当期末処分剰余金	3,752,236	3,521,283

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	3,752,236	3,521,283
積立金取崩額	5,625	2,970
利益準備金限度超過取崩額	5,625	2,970
剰余金処分額	1,063,639	842,380
普通出資に対する配当金	(年3%) (うち 記念配当年1%) 63,639	(年2%) 42,380
特別積立金	1,000,000	800,000
繰越金(当期末残高)	2,694,221	2,681,873

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月24日
川口信用金庫

理事長 飯田 雅弘

令和6年6月24日開催の第101期通常総代会及び、令和7年6月23日開催の第102期通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東陽監査法人による監査を受けております。

単体財務諸表の注記事項

貸借対照表関係

(注記)

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は売却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 39年～50年
その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間5年に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額は零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却、引当基準により、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先、要管理先の債務者で担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利息率で割引いた金額と担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去10算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店、融資部管理課及び2次査定融資部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定の検証担当者(資産検証部署)が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
また、上記の引当のほかにもゴルフ会員権に対して、0百万円を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。過去勤務費用:その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理(又は損益処理)数理計算上の差異:各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理(又は損益処理)
また、当金庫は複数事業主により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直定の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
①年金資産の額 1,832,300百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額(①-②) -21,384百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分) 0.7177%

(3) 補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金127百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
 - 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
(1) 貸倒引当金 1,400百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
(2) 繰延税金資産 3,569百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
将来の事業計画策定における主要な仮定について、収益項目や費用項目については過去の貸出金利の情勢や経費の削減効果等を考慮して算定しており、また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢等を基に見積りしております。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1,470百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 11,324百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,890百万円
危険債権額 5,969百万円
三月以上延滞債権額 27百万円
貸出条件緩和債権額 2,288百万円
合計額 11,175百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,065 百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	22,206 百万円
預け金	3,500 百万円

担保資産に対応する債務	
借入金	1,107 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金 40,000 百万円を差し入れており、また当座借越取引の担保として、預け金 20,200 百万円を差し入れております。

21. 出資 1 口当たりの純資産額 8,837 円 95 銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び政策保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクがあります。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクがあり、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクもあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出基本規程及び統合的リスク管理規程・信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査課・管理課により行われ、また、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM 委員会等に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成 26 年金融庁告示第 8 号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は 16,377 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和 7 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注 1) 参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	248,965	241,611	△ 7,353
(2) 有価証券			
その他有価証券	198,396	198,396	-
(3) 貸出金	563,612		
貸倒引当金(* 1)	△ 1,398		
	562,213	561,325	△ 888
金融資産計	1,009,575	1,001,333	△ 8,242
(1) 預金積金	998,507	998,691	184
金融負債計	998,507	998,691	184

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 24. から 26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(* 1)	116
信金中央金庫出資金(* 1)	4,824
組合出資金(* 2)	10
合 計	4,951

(* 1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	97,465	65,500	35,500	50,500
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	11,378	73,997	32,450	61,973
貸出金(*)	66,165	151,437	126,966	202,305
合計	175,008	290,934	194,916	314,778

(*) 貸出金のうち、期間の定めがないもの等は含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	955,963	42,431	-	113
合計	955,963	42,431	-	113

(*) 預金積金のうち、要求払預金等、返済予定額が見込めないものは「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券はありません。

満期保有目的の債券はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	2,437	1,344	1,092
	債 券	16,850	16,661	189
	国 債	6,240	6,213	27
	地方債	6,606	6,478	127
	社 債	4,004	3,969	34
	その他	5,919	5,480	439
	小 計	25,208	23,486	1,721
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	297	336	△ 39
	債 券	99,698	109,716	△ 10,018
	国 債	25,611	30,653	△ 5,042
	地方債	18,393	20,304	△ 1,911
	社 債	55,693	58,758	△ 3,064
	その他	73,193	76,941	△ 3,748
	小 計	173,188	186,995	△ 13,806
合計		198,396	210,481	△ 12,084

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	1,592	1,045	-
債 券	-	-	-
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	596,035	14,284	580
合計	597,628	15,329	580

26. 金銭の信託はありません。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、70,562百万円であります。

このうち契約残存期間が1年以内のものが29,056百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	219百万円
役員退職慰労引当金	85百万円
減価償却超過額	12百万円
賞与引当金	69百万円
減損損失	563百万円
その他有価証券評価差額金	3,428百万円
その他	281百万円
繰延税金資産小計	4,659百万円
評価性引当額	△ 755百万円
繰延税金資産合計	3,904百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	334百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	334百万円
繰延税金資産の純額	3,569百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は82百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円増加し、法人税等調整額は3百万円増加しております。

29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じた債権の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は13百万円であります。

損益計算書関係

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益 194円80銭

3. その他の経常費用には、責任共有制度負担金122,604千円、預金払戻引当金繰入額16,069千円を含んでおります。

4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
川口市外	営業用店舗2店舗	建物等	4,996千円

営業用店舗については、各支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店をグループの最小単位としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下により、資産グループ2ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,996千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は1,272,403千円であります。

6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として決定方法・支払時期等の事項を規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払い総額
対象役員に対する報酬等	237

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」172百万円、「賞与」8百万円、「退職慰勞金」56百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）です。

「退職慰勞金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

利鞘

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資金利鞘	0.14	0.12
資金運用利回	0.90	0.94
資金調達原価率	0.76	0.82

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率
資金運用利回 = 資金運用収益 ÷ 資金運用勘定平残 × 100
資金調達原価率 = (資金調達費用 - 金銭の信託見合費用 + 経費) ÷ 資金調達勘定平残 × 100

利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.14	0.11
総資産当期純利益率	0.10	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

業務粗利益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	9,171,700	9,010,736
資金運用収益	9,339,831	9,864,517
資金調達費用	168,130	853,780
役務取引等収支	2,777	△ 103,678
役務取引等収益	1,271,093	1,272,403
役務取引等費用	1,268,315	1,376,081
その他業務収支	△ 152,469	△ 193,941
その他業務収益	147,971	64,661
その他業務費用	300,441	258,603
業務粗利益	9,022,008	8,713,116
業務粗利益率	0.87	0.83

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	1,472,083	1,236,474
実質業務純益	1,472,083	1,236,474
コア業務純益	1,768,579	1,488,454
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,768,579	1,488,454

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位 残高：百万円、利息：千円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,035,915	9,339,831	0.90	1,041,776	9,864,517	0.94
うち貸出金	545,130	5,944,524	1.09	558,435	6,447,206	1.15
うち預け金	263,203	781,826	0.29	264,681	1,123,452	0.42
うち有価証券	223,901	2,095,027	0.93	213,356	2,085,260	0.97
資金調達勘定	1,009,961	168,130	0.01	1,015,234	853,780	0.08
うち預金積金	998,803	155,289	0.01	1,013,528	833,465	0.08
うち借入金	1,354	4,350	0.32	1,176	3,772	0.32

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度1,548百万円、令和6年度1,775百万円)を、控除して表示しております。
2. 資金運用勘定の利息及び利回りは貸出金に伴う利子補給金(その他の受入利息)「令和5年度424,601千円、令和6年度119,466千円」を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	223,640	—	223,640	53,113	471,573	524,686
うち貸出金	268,189	363,337	631,526	147,590	355,092	502,682
うち預け金	28,764	126,549	155,313	4,415	337,211	341,626
うち有価証券	△ 112,520	△ 51,862	△ 164,382	△ 100,929	91,162	△ 9,767
支払利息	45,476	—	45,476	882	684,768	685,650
うち預金積金	41,369	—	41,369	2,323	675,853	678,176
うち借入金	△ 574	17	△ 557	△ 578	—	△ 578

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 受取利息の利率による増減及び純増減は貸出金に伴う利子補給金(その他の受入利息)の増減額(令和5年度△ 385,526千円、令和6年度△ 305,135千円)を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預貸率・預証率

(単位：%)

	令和5年度		令和6年度	
	期末	期中	期末	期中
預貸率	54.39	54.57	56.44	55.09
預証率	20.31	22.41	19.88	21.05

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	554,522	575,542
うち有利息預金	506,663	526,409
定期性預金	441,209	434,633
うち固定金利定期預金	423,942	418,794
うち変動金利定期預金	10	31
その他	3,071	3,351
小計	998,803	1,013,528
譲渡性預金	—	—
合計	998,803	1,013,528

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金。
 4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金。
 5. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

預金会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
会員	348,804	342,728
会員外	673,577	655,778
合計	1,022,381	998,507

預金科目別残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当座預金	22,847	18,278
普通預金	550,528	566,287
貯蓄預金	2,667	2,594
通知預金	149	27
別段預金	3,723	6,528
納税準備預金	486	461
定期預金	425,254	389,232
定期積金	16,723	15,095
外貨預金	—	—
合計	1,022,381	998,507

定期預金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
固定金利定期預金	425,242	389,180
変動金利定期預金	10	51
その他	1	1
合計	425,254	389,232

預金人格別残高

(単位：口数：口、残高：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	口数	残高	口数	残高
個人	628,645	754,888	602,063	757,003
一般法人	40,599	182,231	40,243	178,828
地方公共団体	735	85,094	873	62,520
金融機関	27	167	45	155
合計	670,006	1,022,381	643,224	998,507

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	13,495	11,238
証書貸付	515,506	532,293
当座貸越	8,634	9,390
割引手形	7,494	5,512
合計	545,130	558,435

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
固定金利貸出金	173,827	163,449
変動金利貸出金	382,346	400,163
合計	556,173	563,612

貸出金担保別残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	5,995	6,230
有価証券	—	—
不動産	103,595	104,089
信用保証協会・信用保険	201,546	205,040
保証	140,535	146,262
信用	104,501	101,990
その他	—	—
合計	556,173	563,612

貸出金使途別残高

(単位：百万円、構成比：%)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	353,725	63.5	366,788	65.0
運転資金	202,447	36.4	196,823	34.9
合計	556,173	100.0	563,612	100.0

貸出金会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
会員	492,875	497,968
会員外	63,297	65,643
合計	556,173	563,612

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
住宅ローン	251,900	265,748
カードローン	3,533	3,730
個人ローン	7,471	7,370
教育ローン	566	599
自動車ローン	2,991	3,210
合計	266,462	280,659

債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	1	1
不動産	1,008	961
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	102	63
信用	12	12
合計	1,124	1,037

貸出金業種別内訳

(単位 貸出先数：先、残高：百万円、構成比：%)

	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	1,311	35,154	6.3	1,214	31,214	5.5
農業、林業	6	11	0.0	3	3	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2,444	48,684	8.8	2,500	44,854	7.9
電気、ガス、熱供給、水道業	1	14	0.0	1	45	0.0
情報通信業	64	466	0.1	75	449	0.0
運輸業、郵便業	354	13,468	2.4	340	12,307	2.1
卸売業、小売業	1,240	24,610	4.4	1,220	23,891	4.2
金融業、保険業	32	15,152	2.7	31	15,390	2.7
不動産業	912	77,856	14.0	923	78,764	13.9
物品賃貸業	16	1,084	0.2	16	850	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	159	1,437	0.3	162	1,299	0.2
宿泊業	3	36	0.0	5	710	0.1
飲食業	421	3,259	0.6	402	2,805	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	272	4,692	0.8	282	4,535	0.8
教育、学習支援業	50	1,764	0.3	50	1,834	0.3
医療、福祉	261	6,398	1.2	278	6,816	1.2
その他のサービス	821	8,958	1.6	803	8,388	1.4
小計	8,367	243,051	43.7	8,305	234,162	41.5
地方公共団体	16	42,431	7.6	13	44,580	7.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	19,507	270,689	48.7	19,664	284,869	50.5
合計	27,890	556,173	100.0	27,982	563,612	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	844	508	—	844	508
	令和6年度	508	457	—	508	457
個別貸倒引当金	令和5年度	1,128	1,199	82	1,045	1,199
	令和6年度	1,199	942	154	1,044	942
合計	令和5年度	1,972	1,707	82	1,889	1,707
	令和6年度	1,707	1,400	154	1,552	1,400

貸出金償却

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	387	226

有価証券等に関する指標

有価証券残高及び平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	残高	平均残高	残高	平均残高
国債	34,449	37,801	31,851	36,899
地方債	27,733	28,471	24,999	27,647
社債	67,136	74,253	59,698	66,085
株式	2,779	1,637	2,851	1,792
外国証券	63,332	67,408	66,633	67,284
投資信託	12,218	14,328	12,480	13,646
その他の証券	—	—	10	0
合計	207,649	223,901	198,523	213,356

(注) 商品有価証券については該当ありません。

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券・・・該当ありません。
2. 満期保有目的の債券・・・該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・該当ありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,619	1,582	1,036	2,437	1,344	1,092
	債券	30,321	29,434	886	16,850	16,661	189
	国債	6,555	6,263	291	6,240	6,213	27
	地方債	12,727	12,271	455	6,606	6,478	127
	社債	11,038	10,899	139	4,004	3,969	34
	その他	18,194	17,499	694	5,919	5,480	439
	小計	51,134	48,516	2,618	25,208	23,486	1,721
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	42	49	△6	297	336	△39
	債券	98,998	104,239	△5,241	99,698	109,716	△10,018
	国債	27,894	30,650	△2,756	25,611	30,653	△5,042
	地方債	15,006	15,875	△869	18,393	20,304	△1,911
	社債	56,097	57,713	△1,615	55,693	58,758	△3,064
	その他	57,356	59,994	△2,638	73,193	76,941	△3,748
	小計	156,396	164,283	△7,886	173,188	186,995	△13,806
合計		207,531	212,799	△5,268	198,396	210,481	△12,084

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

内 容	令和5年度 貸借対照表計上額	令和6年度 貸借対照表計上額
非上場株式	117	116
信金中央金庫出資金	4,824	4,824
組合出資金	—	10
合 計	4,942	4,951

有価証券の残存期間別残高

令和5年度

(単位：百万円)

内 容	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	1	9	1,035	3,145	2,072	30,649	—	36,914
地方債	1,003	1,830	3,162	3,491	3,665	14,994	—	28,146
社債	9,417	19,910	12,239	8,780	5,407	12,857	—	68,612
株式	—	—	—	—	—	—	1,748	1,748
外国証券	4,755	9,427	21,245	7,100	6,426	3,500	11,996	64,450
その他の証券	—	—	—	2,630	1,500	—	8,913	13,043

令和6年度

(単位：百万円)

内 容	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	9	—	3,107	3,105	—	30,643	—	36,866
地方債	804	1,876	3,794	2,570	6,987	10,750	—	26,783
社債	8,814	21,040	10,180	7,102	4,302	11,287	—	62,728
株式	—	—	—	—	—	—	1,797	1,797
外国証券	2,762	13,711	25,049	6,649	3,668	3,500	13,596	68,939
その他の証券	—	—	1,350	1,500	10	—	10,632	13,492

(注) 残存期間別残高は取得原価で表示しております。

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託・・・該当ありません。
2. その他の金銭の信託・・・該当ありません。
3. 満期保有目的の金銭の信託・・・該当ありません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引・・・該当ありません。
2. 通貨関連取引・・・該当ありません。
3. 株式関連取引・・・該当ありません。
4. 債券関連取引・・・該当ありません。
5. 商品関連取引およびクレジットデリバティブ取引・・・該当ありません。

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,322	46,104
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,124	2,121
うち、利益剰余金の額	43,261	44,025
うち、外部流出予定額(△)	63	42
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	593	557
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	593	557
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,915	46,661
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	314	270
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	314	270
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	736	844
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,050	1,115
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	44,864	45,546
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	393,959	368,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△300	△300
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,425	15,902
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	411,384	384,901
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.90%	11.83%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	393,959	15,758	368,998	14,759
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	376,019	15,040	349,222	13,968
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	910	36	1,131	45
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	52,382	2,095	52,268	2,090
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			7,514	300
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	77,519	3,100	62,297	2,491
中小企業等向け及び個人向け	119,027	4,761		
中堅中小企業等向け及び個人向け			26,000	1,040
トランザクター向け			846	33
抵当権付住宅ローン	17,153	686		
不動産取得等事業向け	76,024	3,040		
不動産関連向け			163,550	6,542
自己居住用不動産等向け			101,411	4,056
賃貸用不動産向け			22,308	892
事業用不動産関連向け			37,268	1,490
その他不動産関連向け			2,562	102
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			6,346	253
三月以上延滞等	894	35		
延滞等向け			9,774	390
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			986	39
取立未済手形	142	5	99	3
信用保証協会等による保証付	2,930	117	2,991	119
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,428	57		
出資等のエクスポージャー	1,428	57		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			1,772	70
上記以外	27,605	1,104	22,001	880
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	500	20	1,714	68
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,866	194	4,866	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,299	51	1,189	47

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度		
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	
①	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-			
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			-	-	
	上記以外のエクスポージャー	20,940	837	14,231	569	
	②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	
	証券化	STC要件適用分	-	-	-	-
		非STC要件適用分	-	-		
		短期STC要件適用分			-	-
		不良債権証券化適用分			-	-
		STC・不良債権証券化適用対象外分			-	-
	再証券化	-	-	-	-	
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,239	729	20,076	803	
	ルック・スルー方式	18,239	729	20,076	803	
	マンドート方式	-	-	-	-	
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-		
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-		
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-		
④未決済取引			-	-		
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△300	△12	△300	△12		
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-		
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-		
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,425	697	15,902	636		
BI			10,601			
BIC			1,272			
Ⅷ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	411,384	16,455	384,901	15,396		

- (注) 1. 所要自己資本の額 = 信用リスクアセットの額 × 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソプリ」とは、我が国又は外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
9. 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額) × 4%

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

< 業種別及び残存期間別 >

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
	貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ バティブ以外のオフ ・バランス取引				債券				デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	国内		国外		令和5年度	令和6年度		
製造業	70,939	64,179	35,154	31,214	22,040	19,045	13,744	13,920	—	—	305	1,202
農業、林業	11	3	11	3	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	51,884	48,653	48,684	44,854	2,900	2,599	300	1,200	—	—	210	2,211
電気、ガス、 熱供給、水道業	14,019	13,837	14	45	14,005	13,792	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,766	1,749	466	449	800	800	500	500	—	—	—	1
運輸業、郵便業	21,129	19,111	13,468	12,307	1,807	2,204	5,854	4,600	—	—	266	352
卸売業、小売業	30,716	31,994	24,610	23,891	2,806	2,803	3,300	5,300	—	—	295	441
金融業、保険業	322,993	295,121	15,152	15,390	3,882	2,685	22,165	23,255	—	—	—	1
不動産業	82,921	83,020	77,856	78,764	4,265	3,456	800	800	—	—	0	1,130
物品賃貸業	1,084	850	1,084	850	—	—	—	—	—	—	—	280
学術研究、 専門・技術サービス業	1,437	1,299	1,437	1,299	—	—	—	—	—	—	4	0
宿泊業	36	710	36	710	—	—	—	—	—	—	—	0
飲食業	3,259	2,805	3,259	2,805	—	—	—	—	—	—	5	137
生活関連サービス業、 娯楽業	4,692	4,535	4,692	4,535	—	—	—	—	—	—	—	1,852
教育、学習支援業	1,764	1,834	1,764	1,834	—	—	—	—	—	—	—	0
医療、福祉	6,398	6,816	6,398	6,816	—	—	—	—	—	—	3	123
その他のサービス	9,158	8,388	8,958	8,388	200	—	—	—	—	—	52	63
国・地方公共団体等	129,185	129,336	42,431	44,580	80,963	78,989	5,790	5,766	—	—	—	—
個人	270,689	284,869	270,689	284,869	—	—	—	—	—	—	251	1,776
その他	39,644	44,963	1,124	6,848	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,063,739	1,044,087	557,297	570,460	133,673	126,378	52,454	55,342	—	—	1,395	9,577
1年以下	69,733	83,080	21,470	14,422	10,422	9,628	4,755	2,762	—	—	—	—
1年超3年以下	162,587	157,987	13,631	16,541	21,751	22,917	9,427	13,711	—	—	—	—
3年超5年以下	61,545	63,112	21,761	18,981	16,436	17,081	21,245	25,049	—	—	—	—
5年超7年以下	52,549	52,306	30,032	32,541	15,417	12,778	7,100	6,649	—	—	—	—
7年超10年以下	155,808	116,663	72,237	66,195	11,145	11,290	6,426	3,668	—	—	—	—
10年超	509,271	510,224	387,770	403,542	58,501	52,682	3,500	3,500	—	—	—	—
期間の定めのないもの	53,560	60,711	10,395	18,236	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,065,056	1,044,087	557,297	570,460	133,673	126,378	52,454	55,342	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、買入金銭債権、その他資産、有形・無形固定資産、繰延税金資産、債券以外の有価証券およびオフ・バランス取引が含まれます。

5. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 有価証券等は資本直入前、貸出金等は引当金控除前で集計しております。

7. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	6,379	—	6,379	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,817	—	82,817	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,900	—	2,900	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	71,403	—	71,403	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,670	—	1,670	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,145	—	3,145	—	269	9%
我が国の政府関係機関向け	10,038	—	10,038	—	737	7%
地方三公社向け	623	—	623	—	124	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	243,579	100	243,579	—	52,268	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	21,560	—	21,560	—	7,514	35%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	120,777	7,639	116,093	1,454	62,297	53%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	46,122	50,563	42,270	3,529	26,000	57%
トランザクター向け	—	43,050	—	2,915	846	29%
不動産関連向け	338,877	15	337,622	15	163,550	48%
自己居住用不動産等向け	254,661	15	254,534	15	101,411	40%
賃貸用不動産向け	40,434	—	40,147	—	22,308	56%
事業用不動産関連向け	39,428	—	38,669	—	37,268	96%
その他不動産関連向け	4,352	—	4,271	—	2,562	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,346	—	6,346	—	6,346	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,100	142	6,684	12	9,774	146%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,520	—	1,520	—	986	65%
取立未済手形	497	—	497	—	99	20%
信用保証協会等による保証付	66,197	686	66,197	68	2,991	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,772	—	1,772	—	1,772	100%
合 計					327,220	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

八．標準的手法が適用されるエクスポージャーの
ポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	6,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,817	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	71,403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	1,670	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	3,145	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	10,038	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	623	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	229,070	-	4,000	-	-	-	-	-	-	10,509	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	9,552	-	2,000	-	-	-	-	-	-	10,007	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	33,983	-	-	-	-	-	-	-	-	40,768	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,915	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,915	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	16,318	7,247	40,243	-	5,113	29	22,203	-	8,960	28,550	-	6,533	7	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	16,318	7,247	27,247	-	-	29	22,203	-	-	28,550	-	-	7	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	12,995	-	5,113	-	-	-	8,960	-	-	2,262	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,271	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	497	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	66,265	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	165,172	79,450	-	280,493	7,247	44,243	-	5,113	29	22,203	-	11,876	79,867	-	6,533	7	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,379
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82,817
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,900
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,403
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,670
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,145
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,038
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	623
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	243,579
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,560
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	3,399	-	23,643	-	-	15,752	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117,547
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	35,695	-	-	-	-	7,189	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,800
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,915
不動産関連向け	164,079	2,412	-	-	5,300	-	-	7,123	21,559	-	-	1,954	-	-	-	-	337,637
自己居住用不動産等向け	152,914	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	254,549
賃貸用不動産向け	-	2,381	-	-	-	-	-	7,123	-	-	-	1,309	-	-	-	-	40,147
事業用不動産関連向け	11,164	-	-	-	5,300	-	-	-	21,559	-	-	644	-	-	-	-	38,669
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,271
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,346	-	-	-	-	6,346
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	6,584	-	-	-	-	6,697
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,520
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	497
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66,265
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,772	-	-	-	1,772
合計	164,079	41,507	-	23,643	5,300	-	24,534	7,123	21,559	-	-	14,886	1,772	-	-	-	1,006,645

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

二．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……10 ページ参照

ホ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	目的使用		その他		令和5年度	令和6年度		
製造業	239	174	11	29	14	7	61	77	174	118	-	0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	280	279	25	37	18	7	7	22	279	287	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	0
運輸業、郵便業	158	264	108	9	0	128	1	30	264	114	0	-
卸売業、小売業	277	245	0	14	30	8	3	1	245	249	-	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	39	29	13	0	0	-	23	21	29	7	-	-
物品賃貸業	12	9	-	-	-	-	2	2	9	7	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	16	13	-	-	-	-	3	2	13	11	-	0
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	-	-	-	-	1	0	1	1	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	4	104	101	1	-	-	1	32	104	73	-	-
その他のサービス	39	38	2	2	1	1	1	0	38	38	0	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	55	37	0	-	16	1	2	2	37	32	0	0
合計	1,128	1,199	263	93	82	154	110	196	1,199	942	0	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	176,145
10%	-	84,095
20%	23,867	267,843
35%	-	59,530
50%	48,449	2,216
75%	-	235,986
100%	7,882	151,867
150%	-	531
200%	-	-
250%	-	1,099
1,250%	-	-
合計	1,059,516	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	CCFの加重平均 値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)
40% 未満	690,032	23,029	10.000	692,081
40% ~ 70%	189,145	24,414	10.031	189,871
75%	35,206	5,244	11.444	31,756
80%	-	-	-	-
85%	25,744	1,312	64.043	23,571
90% ~ 100%	25,497	5,049	11.470	24,154
105% ~ 130%	29,209	-	-	28,682
150%	15,163	95	10.313	14,755
250%	1,772	-	-	1,772
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,011,772	59,146	11.579	1,006,645

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	11,152	10,206	131,038	139,030	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項……該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	9,414	9,414	10,771	10,771
非上場株式等	4,942	4,942	4,951	4,951
合 計	14,356	14,356	15,722	15,722

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	売却額			株式等償却
		売却益	売却損	
令和5年度	2,503	234	62	—
令和6年度	597	15	0	—

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	829	418

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額……該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	25,040	27,079
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—



川口信用金庫

〒332-8686 川口市栄町3丁目9番3号

<https://www.shinkin.co.jp/ksb/>

2025年7月発行



この冊子は環境にやさしい植物油インキを使用しております。